

# 山梨県公報

第一千二百二十二号

平成二十三年

三月二十八日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………一三三三

道路の区域変更……………一三三三

道路の供用開始(五件)……………一三三四

河川区域の指定の一部改正(二件)……………一三三五

急傾斜地崩壊危険区域の指定(三件)……………一三三五

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)……………一三三六

都市計画事業の事業計画の変更認可(三件)……………一四四六

平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………一四四八

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………一五三三

### そ の 他

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令……………一五三三

## 告 示

### 山梨県告示第百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(三珠豊富地区県営中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間  
平成二十三年三月二十八日から同年四月二十二日まで

三 縦覧場所  
中央市役所農政課  
市川三郷町役場産業振興課

四 異議申立期間  
平成二十三年四月二十三日から同年五月七日まで

### 山梨県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	別	の		
南巨摩郡身延町大字三沢字宮ノ前西田五九一七地先から 南巨摩郡身延町大字市之瀬字市之瀬五二一番の一地先まで	旧	新	五・五 一八・五	六〇八九・五
	旧	新	五・〇 一四・八	二七八・九
南巨摩郡身延町大字市之瀬字宮ノ前西田五九一七番地先から 南巨摩郡身延町大字市之瀬字市之瀬五二一番の一地先まで	旧	新	五・五 一八・五	六〇八九・五

「番地先の一地先まで

**山梨県告示第百五十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号		山梨市三富川浦字後沢一八五二番の九地先から	一一八八・五〇	平成二十三年三月二十八日
			山梨市三富川浦字天科一三三二番地先まで		
			山梨市三富川浦字釜ノ前一二五〇番の三地先から	五九〇・〇	
			山梨市三富川浦字尾地畑九四九番地先まで		

**山梨県告示第百五十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日

県道	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
茅野北杜葎崎線			北杜市長坂町大字富岡字富岡一番の一地先から	一三五・一〇	平成二十三年三月二十八日
			北杜市長坂町大字富岡字富岡三二四五番の二地先まで		

**山梨県告示第百五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	日野春停車場線		北杜市長坂町大字富岡字富岡一五番の一地先から	五一〇・〇	平成二十三年三月二十八日
			北杜市長坂町大字富岡字富岡一六番地先まで		

**山梨県告示第百五十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日

県道	横手日野春 停車場線	北杜市武川町大字三吹字柳川原 二一四三番の五一地先から 北杜市武川町大字三吹字柳川原 二一四三番の四地先まで	九三・九	平成二十三年 四月一日
----	---------------	---	------	----------------

**山梨県告示第百五十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	茅野北杜 崎線	北杜市長坂町大字富岡字富岡二 二〇〇番の一地先から 北杜市長坂町大字富岡字富岡二 二〇〇番の一地先まで	一三三・二	平成二十三年 三月二十八日

**山梨県告示第百五十七号**

一級河川重川に係る河川区域の指定（平成四年山梨県告示第三百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

第一号図から第十八号図までに係る区域を次のように変更する。  
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第百五十八号**

一級河川重川に係る河川区域の指定（平成元年山梨県告示第四百十号）の一部を次の

ように改正する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

第三号図から第八号図までに係る区域を次のように変更する。  
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第百五十九号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

西畑	急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十号までの標柱を順次結んだ線及び十号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
			一	同	大月市	同	同	同	同	同
			二	同	同	同	同	同	同	二〇八番一
			三	同	同	同	同	同	同	同
			四	同	同	同	同	同	同	同
			五	同	同	同	同	同	同	同
			六	同	同	同	同	同	同	同
			七	同	同	同	同	同	同	同
			八	同	同	同	同	同	同	同
			九	同	同	同	同	同	同	同
			十	同	同	同	同	同	同	同
			十一	同	同	同	同	同	同	同
			十二	同	同	同	同	同	同	同
			十三	同	同	同	同	同	同	同
			十四	同	同	同	同	同	同	同
			十五	同	同	同	同	同	同	同
			十六	同	同	同	同	同	同	同
			十七	同	同	同	同	同	同	同
			十八	同	同	同	同	同	同	同
			十九	同	同	同	同	同	同	同

**山梨県告示第百六十号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、

山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十七号までの標柱を順次結んだ線及び十七号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番	
		上和田の2	大月市	同	同	同	同	同	同	同
		一	同	同	同	同	同	同	同	二一六八番一
		二	同	同	同	同	同	同	同	二二七九番
		三	同	同	同	同	同	同	同	二二八八番
		四	同	同	同	同	同	同	同	二二九二番
五	同	同	同	同	同	同	同	二二九三番一		
六	同	同	同	同	同	同	同	同		
七	同	同	同	同	同	同	同	同		
八	同	同	同	同	同	同	同	同		
九	同	同	同	同	同	同	同	同		
十	同	同	同	同	同	同	同	同		
十一	同	同	同	同	同	同	同	同		
十二	同	同	同	同	同	同	同	同		
十三	同	同	同	同	同	同	同	同		
十四	同	同	同	同	同	同	同	同		
十五	同	同	同	同	同	同	同	同		
十六	同	同	同	同	同	同	同	同		
十七	同	同	同	同	同	同	同	同		

山梨県告示第百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十五号までの標柱を順次結んだ線及び十五号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番	
		仲町	大月市	同	同	同	同	同	同	同
		一	同	同	同	同	同	同	同	一一六八番乙
		二	同	同	同	同	同	同	同	九八番
		三	同	同	同	同	同	同	同	同
		四	同	同	同	同	同	同	同	同
五	同	同	同	同	同	同	同	同		
六	同	同	同	同	同	同	同	同		
七	同	同	同	同	同	同	同	同		
八	同	同	同	同	同	同	同	同		
九	同	同	同	同	同	同	同	同		
十	同	同	同	同	同	同	同	同		
十一	同	同	同	同	同	同	同	同		
十二	同	同	同	同	同	同	同	同		
十三	同	同	同	同	同	同	同	同		
十四	同	同	同	同	同	同	同	同		
十五	同	同	同	同	同	同	同	同		

山梨県告示第百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市中湖村	大久保	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示

水ヶ久保	小海原の2	小海原の1	小海原の2	小海原の1	7 讚美ヶ丘別荘地の	6 讚美ヶ丘別荘地の	5 讚美ヶ丘別荘地の	4 讚美ヶ丘別荘地の	3 讚美ヶ丘別荘地の	2 讚美ヶ丘別荘地の	1 讚美ヶ丘別荘地の	大池の3	山中梁尻	大久保
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

(図面省略)

以来	以来	以来	以来	以来	以来の2	以来の1	以来	平野	皆形	池畑	池畑	芙蓉台別荘地	芙蓉台別荘地	芙蓉台別荘地	芙蓉台別荘地	芙蓉台別荘地	芙蓉台別荘地	不動坂	
急傾斜地の崩壊																			

二 土砂災害特別警戒区域

							山中湖村	市町村名						
讚美ヶ丘別荘地の 急傾斜地の崩壊	3 讚美ヶ丘別荘地の 急傾斜地の崩壊	2 讚美ヶ丘別荘地の 急傾斜地の崩壊	1 讚美ヶ丘別荘地の 急傾斜地の崩壊	大池の3 急傾斜地の崩壊	山中梁尻 急傾斜地の崩壊	大久保 急傾斜地の崩壊	大久保 急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒 区域の名称	柳原	柳原	向切詰	旭日丘	旭日丘	富士桜ヶ丘
								土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	急傾斜地の崩壊					
								土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項	次の図のとおり (図面省略)					

池畑	芙蓉台別荘地	不動坂	水ヶ久保	小海原の2	小海原の1	小海原の2	小海原の1	7 讚美ヶ丘別荘地の 急傾斜地の崩壊	6 讚美ヶ丘別荘地の 急傾斜地の崩壊	5 讚美ヶ丘別荘地の 急傾斜地の崩壊	4						
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊														

池畑	急傾斜地の崩壊
皆形	急傾斜地の崩壊
平野	急傾斜地の崩壊
以来	急傾斜地の崩壊
以来	急傾斜地の崩壊
以来の1	急傾斜地の崩壊
以来の2	急傾斜地の崩壊
以来	急傾斜地の崩壊
柳原	急傾斜地の崩壊
柳原	急傾斜地の崩壊
向切詰	急傾斜地の崩壊
旭日丘	急傾斜地の崩壊

**山梨県告示第百六十三号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
青木沢	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 （図面省略）
湯沢	土石流		
上戸井沢	土石流		

山梨県知事 横内正明

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
青木沢	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
湯沢	土石流		
上戸井沢	土石流		

次の図のとおり

**山梨県告示第百六十四号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事	横内正明
-------	------

															北杜市		市町村名		
															前山	土砂災害警戒区域の名称			
新屋敷 2	新屋敷 1	藪ノ湯	大平	花水の2	城山	花水	花水	花水	奥大坊	下教来石の2	下教来石 2	下教来石 1	上教来石 2	上教来石 1	塩沢の2	塩沢	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域の表示																
															次の図のとおり (図面省略)				
松山沢川	城の沢	鳥原沢	いし沢支流	いし沢	加久保沢	宮沢川	多目沢	大目沢の1	大目沢	山之神沢	山の神沢	新奥	上原	水山	北小路・山高	下三吹の2	下三吹	三吹	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流															

舞鶴沢	真原沢	小藪沢	藪沢	藪ノ湯沢	城山沢	小川久保川	小深沢川	花水沢	入大坊沢	原村沢	滝道川	法輪沢	新居沢	本村沢	上竹宇沢	中竹宇沢	下竹宇沢	田沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

北杜市														市町村名	下来沢	土石流	
大平	花水の2	城山	花水	花水	奥大坊	下教来石の2	下教来石2	下教来石1	上教来石2	上教来石1	塩沢の2	塩沢	前山	区域の名称	土砂災害特別警戒原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊																
														次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項		

松山沢川	城の沢	鳥原沢	いし沢支流	加久保沢	多目沢	大目沢	山之神沢	山の神沢	新興	上原	水山	北小路・山高	下三吹の2	下三吹	三吹	新屋敷 2	新屋敷 1	藪ノ湯
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊									

田沢川	下竹宇沢	上竹宇沢	本村沢	滝道川	入大坊沢	花水沢	小深沢川	小川久保川	城山沢	藪ノ湯沢	真原沢	舞鶴沢	下来沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

**山梨県告示第百六十五号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

甲州市															市町村名	
下柚木の2	下柚木の3	姥石の2	砥山	中子沢の	中子沢の2 2	中子沢の2 1	五郎田の2	五郎田の1	五郎田の2 2	五郎田の2 1	五郎田の3	五郎田の2	五郎田の1	滑沢	小屋敷	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
															土砂災害警戒区域の表示	
															次の図のとおり (図面省略)	

上西3	上西2	上西1	牛奥の2	牛奥の2 2	牛奥の2 1	牛奥	牛奥の2 3	牛奥の2 2	牛奥の2 1	牛奥	姥石2	姥石1	和平3	和平2	和平1	下柚木	下柚木2	下柚木1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

五郎田沢	中村沢	藤木・藤木の2	藤木 9	藤木 8	藤木 7	藤木 6	藤木 5	藤木 4	藤木 3	藤木 2	藤木 1	小屋敷	千野上	千野上	2 北平 2・上西の	北平 1	上於曾・上西の3
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊													

滑沢	佐野川	中の沢	一ノ平沢	寺久保沢	藤木沢	北沢 3	北沢 2	北沢 1	釜沢 2	釜沢 1	文珠沢 2	文珠沢 1	滑沢中川	大久保沢	中の入沢 2	中の入沢 1	芦倉沢	みそぎ沢
地すべり	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流



中村沢	藤木・藤木の2	藤木 9	藤木 8	藤木 7	藤木 6	藤木 5	藤木 4	藤木 3	藤木 2	藤木 1	小屋敷	千野上	千野上	2 北平 2・上西の	北平 1	上於曾・上西の3	上西 3
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊													

一ノ平沢	藤木沢	北沢 3	北沢 1	釜沢 2	滑沢中川	中の入沢 2	中の入沢 1	芦倉沢	みそぎ沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

**山梨県告示第百六十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称  
富士川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
富士川都市計画及び市川三郷都市計画下水道事業富士川町公共下水道事業施行期間
- 三 事業施行期間  
昭和六十二年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分  
昭和六十二年山梨県告示第四百四十号、平成三年山梨県告示第百七十六号、平成

四年山梨県告示第四百四十四号、平成六年山梨県告示第四百七十二号、平成十年山梨県告示第七十八号、平成十年山梨県告示第七十九号、平成十二年山梨県告示第三百六十号、平成十五年山梨県告示第六十一号、平成十五年山梨県告示第二百四十三号、平成十六年山梨県告示第二百四十二号、平成十八年山梨県告示第六十六号、平成十八年山梨県告示第五百九十六号、平成二十年山梨県告示第六十五号、平成二十年山梨県告示第六十七号、平成二十一年山梨県告示第八十五号及び平成二十二年山梨県告示第三十一号の事業地に富士川町大字最勝寺字西の人、字上殿原及び字下殿原を加える。

- 2 使用の部分  
なし

### 山梨県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称  
昭和町

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画下水道事業昭和町公共下水道

- 三 事業施行期間  
昭和六十二年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで

- 四 事業地

#### 1 収用の部分

昭和六十二年山梨県告示第五十三号、平成五年山梨県告示第六号、平成七年山梨県告示第三百五十九号、平成八年山梨県告示第四百八十六号、平成十年山梨県告示第八十号、平成十五年山梨県告示第七十八号及び平成二十年山梨県告示第六十六号の事業地に昭和町大字紙漉阿原字押越前、字柘榴田、字高砂、字佐津平、字沼、字沼前、字川添及び字西村前、大字押越字大西、字下村前、字村前、字五本杉、字小代、字冷間窪、字東冷間及び字中堰、大字河東中島字古道、字村東、字村下、字深町、字上河原、字磯部、字柳田、字中田、字村西、字仕作、字横大道、字川代、字宿尻及び字才神並びに大字築地新居字東河原を加え、同事業地のうち昭和町大字紙漉阿原字竜の口及び字前田、大字押越字上河原、字曲淵西、字曲淵東、字曲淵、

字曲淵前、字西道田、字東道田、字天神河原、字氏神、字箕作、字天神、字越乃、字寺西、字殿屋敷、字下村、字奥小代及び字大窪、大字河東中島字道田、字熊之宮及び字十二枚並びに大字飯喰字道下及び字水上の各地内において、事業地を変更する。

- 2 使用の部分  
なし

### 山梨県告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称  
甲府市

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画下水道事業甲府市公共下水道

- 三 事業施行期間  
昭和二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

- 四 事業地

#### 1 収用の部分

昭和三十一年建設省告示第八百六号、昭和三十八年建設省告示第九百八十号、昭和四十一年建設省告示第四千三十三号、昭和四十四年建設省告示第九百四十二号、昭和四十八年山梨県告示第四号、昭和五十二年山梨県告示第一百五十五号、昭和五十七年山梨県告示第二百十七号、昭和六十年山梨県告示第二百六十二号、昭和六十二年山梨県告示第七十三号、平成二年山梨県告示第三百二十六号、平成八年山梨県告示第六十三号、平成九年山梨県告示第二百三十三号及び平成十四年山梨県告示第三百九十五号の事業地に甲府市下積翠寺町字釋迦堂、字的場、字御所堰下、字日影田及び字日影大石、古府中町字躑躅ヶ崎及び字大日影、塚原町字西山道北、字大道上、字大道東、字中嶋、字中道西、字中道東、字堀川西、字東山、字不動、字西山道南、字西前田、字前田及び字物見塚並びに小松町字竹ノ内を加え、同事業地のうち甲府市下積翠寺町字腰巻、古府中町字日影、字道軒屋敷及び字高塚、砂田町、里吉二丁目、里吉四丁目、住吉三丁目並びに蓬沢一丁目の各地内において、事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

山梨県告示第百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十三年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- 1 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者
- 2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第 二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 営業経歴書（第二号様式）

(二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(三) 身分証明書（個人の場合）

(四) 印鑑証明書

(五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

(六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）

(七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状

(八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証明する書面

(九) 役員名簿（第三号様式）

(十) 誓約書（第四号様式）

2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期限

資格の有効期限は、資格を認定した日から平成二十四年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から5までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成23年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 商業登記簿謄本（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 役員名簿（第3号様式）
- 10 誓約書（第4号様式）

# 営 業 経 歴 書

※業種区分

① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名		③ 代表者印	
④ 本社(本店)	〒□□□□-□□□□	チェックボックス	電話 ( ) FAX ( ) メールアドレス ホームページURL		
⑤ 契約委任先	住所 〒□□□□-□□□□	氏名	電話 ( ) FAX ( )		
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目	役務取引希望種目	役務許認可の有無		
	第1希望	第1希望			
	第2希望	第2希望			
	第3希望	第3希望			
	/	第4希望			
		第5希望			
第6希望					
⑦ 営業又は目取扱い品名			⑧ 営業担当者	部署名 フリガナ 職氏名 電話 ( ) fax ( ) メールアドレス	
			⑨ 契約使用印鑑(印影)	⑩ 消費税法に規定する課税・免税業者の別 課税業者 免税業者	
⑪ 経営の規模	⑪ 自己資本の額	法人	資本金合計	うち資本金	
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借 ニ 事業主貸	
⑫ 機械設備の額	機械装置類	車両運搬具類	工具器具備品類	計	
⑬ 営業年数	創業	現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年	
	年月日	年月日	年 月	年	
⑭ 決算状況	製造販売等実績高(直近の決算期)	自 年月日 至 年月日	流動比率 流動負債	流動資産 = _____ = _____ %	
	総売上	製造			円
		物品			円
		役務			円
	合計		円		
上記のうち県との取引額			円		
⑯ 主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分)	⑰ 機械設備	機種	性能	台数
	その他一般(過去2年分)				
取引金融機関					



誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。  
 また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。  
 なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 私は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
  - (2) 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約することを妨げた者
    - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 \_\_\_\_\_

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

# 公 告

## ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十三年三月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人南アルプスファームフィールドトリップ

2 代表者の氏名 小野隆

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市西野千二百二番地

4 定款に記載された目的

この法人は、南アルプス地域に住む人々や、地域を訪れる都市住民に対し、グリーンツーリズム活動の実践事業、地域住民と協働したまちづくり活動の支援事業、農産物や農地、地域資源を活用した都市農村交流によるまちづくり活動推進のための計画・提言事業、を行うことにより、地域社会における景観および住環境の向上と地域社会の基盤整備に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年三月十七日から平成二十三年五月十六日まで

## ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十三年三月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人虹の谷

2 代表者の氏名 早川利喜

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上今井町二百六十番地六 五幸ビル四F

## 4 定款に記載された目的

この法人は、児童・青少年及び高齢者を対象に、個人の尊厳を保持しつつ、多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫し、自立した生活を地域社会において営むことができ、豊かで充実した生き方ができるよう支援するとともに、いきいきと暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年三月十七日から同年五月十六日まで

## そ の 他

### 山梨県議会訓令第五号

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県議会議長 武 川 勉

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「邸宅等」に係る書類を「先物取引に係る書類」に改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番